

令和 6 年 11 月 総会議事録

日 時 令和 6 年 11 月 26 日 (火)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和6年11月26日(火)
午前9時30分開会 午前10時22分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第64号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第65号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第66号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第67号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第68号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第69号 非農地証明(遊休農地)について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第6号 現況証明について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也	23 番 森下 秋吉
24 番 山崎 裕通		

6 欠席委員 19 番 前田 裕子 22 番 村松 桂子

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和6年11月総会を開会いたします。

水野会長、よろしく願いたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 本日、19 番 前田裕子委員 及び 22 番 村松桂子委員から欠席の届出がありましたので、よろしく願いたします。

出席委員は、委員総数24名中22名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号12番 高部宏生委員、同13番 中山信廣委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、12日の書類説明会、農業委員による現地調査、19日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
石巻町地内10筆の所有権を移転する案件は、所有農地の管理不足により許可要件を満たさなかったため、11月14日に取下願の提出がありました。
その他については、変更、取下げ等はありません。
また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号3番及び4番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。
以上です。よろしくお願いいいたします。
- 事務局 はい、議長。転用関係につきましては、12日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。
資料1 3ページ 番号7番の太陽光発電設備の案件について、配置図の形状が公図と異なっており、豊橋市所有のため池および道路と隣接していたため、所管部局である河川課と土木管理課に今回の計画敷地が隣接地に越境していないか確認するよう、事業者に指導しておりました。書類説明会後に、事業者から河川課および土木管理課に今回の事業計画を説明したうえで、計画敷地が隣地に越境していないことを確認した旨の報告がありました。
その他変更・取下げ等はありません。よろしくお願ひします。
- 議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。
(精読時間5分)
- 議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。
- 議長 資料1 議案第61号
「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第61号、1ページをご覧ください。
番号1番から5番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。
全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。
詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切りま
す。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決し
て異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しまし
た。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第62号
「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番の1件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第62号、2ページをお願いします。
番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基
準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、完全始末書が添付され是正を行う案件です。
周辺農地に係る営農条件への支障については、申請地所有者と同一である案件
です。
一時転用については、該当ありません。
以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切りま
す。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に
進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きますして 同じく資料 1 議案第 63 号
「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番から 8 番までの 8 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 63 号、3 ページから 4 ページをお願いします。
番号 1 番から 8 番までの 8 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり
審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題
ないことが見込まれます。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、特段の疑義はありません。
周辺農地に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載がある案件
は番号 1 番・2 番・4 番・5 番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以
外である案件は番号 3 番・6 番から 8 番です。
一時転用については、該当ありません。
詳細については、議案をご覧ください。
以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切りま
す。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に
進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きますして 別添資料 1-2 議案第 64 号
「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。
利用権設定の番号 1 番から 13 番までの 13 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。
画 課 議案第 64 号農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていた
だきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望
申込書の提出があったもののうち、12 月 1 日付契約開始分について、農用地利用

集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料1-2をご覧ください。1ページから4ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が13件29筆31,017.00㎡でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料1-2 議案第65号

「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

所有権移転の番号1番から11番までの11件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第65号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。別紙1-2、5ページをご覧ください。

農地流動化の申出があったもののうち、10月29日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、11件27筆24,812㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。
議長 続きまして 資料1に戻り 議案第66号
「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第66号 5ページをご覧ください。
議案第66号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。
この2件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。
それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
なお、番号1番について、特例適用農地のうち1筆のみが一部農業用倉庫として使用されておりました。相続人に対し確認したところ、農地への復元意思が無いことからこの内容で上程いたします。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。

- よって、本案はさよう決しました。
- 議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 67 号
「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」
を議題といたします。
番号 1 番から 9 番までの 9 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 67 号 6 ページから 7 ページをご覧ください。
議案第 67 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明で
す。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記
載のとおりでした。
この 9 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調
査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っ
ている適格者であることを確認しました。
以上です。
- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切りま
す。
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して
異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。
- 議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 68 号
「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といた
します。
番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 68 号 8 ページをご覧ください。
議案第 68 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての
現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この2件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第69号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第69号 9ページをご覧ください。

番号1番の1件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。
議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。
事務局 はい、議長。報告させていただきます。 資料 1 10 ページをお願いします。
報告第 1 号の番号 1 番の 1 件については、届出者は届出の農地の権利を持分放棄により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。
次に 11 ページをお願いします。
報告第 2 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件、及び 12 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 15 ページ 26 番までの 26 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
次に 16 ページをお願いします。
報告第 4 号の番号 1 番から 10 番までの 10 件については、農地所有適格法人からの報告です。
この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。
すべて要件を満たしていることを確認しました。
次に 17 ページをお願いします。
報告第 5 号の番号 1 番から 18 ページ 11 番までの 11 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。
次に 19 ページをお願いします。
報告第 6 号の番号 1 番から 2 番までの 2 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付けで証明を行いました。
なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は畑、番号 2 番は全て宅地でした。
報告は以上です

議 長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。
以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前 9 時 57 分中断)

＜農地銀行運営委員会議＞

議 長 総会を再開いたします。 (午前 10 時 1 分再開)

議 長

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 22 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和6年11月26日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号 12 番 高部 宏生 委員)

議事録署名者
(議席番号 13 番 中山 信廣 委員)